別紙様式第９号（第20条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第71号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

７　［略］

［１～12　略］

別紙様式第９号の２（第20条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第71号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

７　［略］

［１～12　略］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

別紙様式第９号（第20条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第２項第67号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

７　［同左］

［１～12　同左］

別紙様式第９号の２（第20条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第67号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

７　［同左］

［１～12　同左］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。